

議案第 39 号

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

職務段階等加算の対象職員に主務教諭を加える必要がある。

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則（平成 1 9 年杉並区教育委員会規則
第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「主任教諭又は主任養護教諭」を「又は主務教諭」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合) 第11条 条例第29条第4項のその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定めるものは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭 又は主務教諭 とする。	(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合) 第11条 条例第29条第4項のその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定めるものは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、 主任教諭又は主任養護教諭 とする。
2 略	2 略